

特集インタビュー

なにげない言葉が 身近な人を 困らせてはいませんか？

～ハラスメントを考える～

嫌がらせや、人を困らせる言葉・行為をハラスメントといい、セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラなどさまざまなハラスメントが日常生活で人権侵害として問題になっています。中でも、職場での上司と部下の関係は、ハラスメントの問題が発生しやすいシチュエーションです。

今回は、演出家として、世界各地で役者やスタッフに指示・指導する立場の宮本亞門さんに、仕事上でのハラスメントについて語っていただきました。

古い習慣からくるハラスメント

僕がハラスメントを初めて実感したのは、子どもの頃、酒に酔った父親が母親に暴力を振るっていたときのことです。このように人は人を傷つけるんだと知ると同時に、当時はこうした家庭もそれなりにあって、耐えなきゃいけないものだと思っていました。一方で、同じようなことを人にやってはいけないと自分に警笛を鳴らしていました。

演劇の世界でもかつては、指導する立場にある演出家が、役者やスタッフを怒鳴ったり、暴力に近いこともしたりしてしまう行き過ぎた指導がありました。スポーツの世界や学校の部活、職場でも同じです。それらは古い習慣によるものです。現在では、ハラスメントはいけないことだと皆さん知っています。しかし、職場や家庭内まで浸透しているかという疑問が多いと思います。

僕はアメリカでミュージカルを上演することがありますが、日本で常識だと思っていた価値観で仕事をしていると、ハラスメントの加害者になる場合があるという現実を思い知ることがあります。

制作側との間に立ち、役者をサポートする専門家

僕は演劇の仕事では、演出家というパワーのある立場です。映画や野球、サッカーでいえば監督の立場です。僕はどちらかというとソフトなタイプの演出家だと思っていたのですが、アメリカで舞台作品をつくっている際に、気付かされたことがありました。

例えば、役者から「このキスシーンはできません、やりたくありません」と言われたとします。それに対して演出家としては、それが役者の仕事だし、台本にキスシーンが書いてあったし、「やるべきでしょう」と言いますよね。でも、もうこれが間違い、古い考え方なんです。役者がやりたくないと思ったら、それを無理にやらせるのはいけないことなのです。

アメリカでは、映画やドラマ、演劇の制作現場に、「インティマシーコーディネーター」という専門家の参加が必要になっています。映画や舞台での、キスシーンやラブシーンなど身体的接触を伴うシーンの撮影に関して、役者が嫌がる演技を強要されることがないように、役者と制作側との間に立って調整をする専門家です。結果的にハラスメントに関する事件が起こることを防ぐので、作品がお蔵入りになるリスクがなくなり、作品に関わる全ての人にとってプラスになるわけです。



みやもと あもん
演出家 宮本亞門さん

宮本亞門(みやもとあもん)／演出家

昭和33年、東京・銀座生まれ。
銀座の喫茶店に生まれ育ち、幼少期から演劇や映画に親しむ。
ダンサー、振付師を経て、昭和62年に演出家としてデビュー。
平成16年に東洋人初の演出家としてオン・ブロードウェイにて
「太平洋序曲」を上演、トニー賞4部門にノミネートを果たす。
ミュージカル、オペラ、歌舞伎など国内外で120本以上の舞台
作品を演出。



ハラスメントを防ぐ仕組み

僕はアメリカでインティマシーコーディネーターに言われました。「あなたは演出家でパワーを持つ立場です。つまり、あなたの一言がパワハラになることがあるのです。社長や部長などと同じく、人に指示をする立場の人は、その言葉によってパワハラが成り立つということをまず考えてください」と。

役者は嫌なこと、つらいことがあったら、インティマシーコーディネーターに相談するんですね。「上司である演出家や監督に直接言えばいいのではないか」という意見もありますが、実際は、言えないから苦しんでしまうのです。「上司に言ったら嫌われるんじゃないか」、「仕事がなくなるんじゃないか」、「周りの人からどう思われるのか」、いろいろ不安になって我慢し、傷付いていくんですね。自分の気持ちを言えない息苦しさは、職場、学校、家、どこにでも当てはまることです。

今始まっている大きな変化は、悪気なく言ったことや指示、指導がパワハラやセクハラになることがあると、多くの方が知り始めたことです。また、言われた側は、本当の気持ちを言いつらかったら、第三者に相談して、ひとりで抱え込まなくてもいい状況ができつつあることです。僕自身を含めて、ハラスメントになり得ることをあぶり出して、してはいけないことについて価値観をアップデートさせることが必要です。

話し合いができる雰囲気づくり

アメリカでは、パワハラやセクハラに加害者として訴訟を起こされたら、加害者や会社はイメージダウンしますし、ビジネスにも大きなマイナスになります。アメリカで作品を上演した際に、出演者、制作サイド全員が、2日間ハラスメントについての授業を受けました。仕事上のいろいろな場面でハラスメントになりかねない問題が起きたときに、それをどう解決するのかという内容です。正解があるわけではないのですが、常に周りの人と話し合う大切さを学びます。それぞれが自分の意見を言える職場は、結果的にはよい成果を生み

出すと思います。

その授業で大切なことは「間違ってもいい」ということです。社長などパワーのある側の人間が、部下と話し合いをするときに、ハラスメントの加害者になることを恐れて、話しづらくなることもあり得ます。でも、萎縮するのではなくて、話してみても、もしハラスメントになってしまった場合は、「ごめん、悪かった」と謝って、次は改善してプラスにしていけばいいんです。

演出家や社長が、職場や人をまとめたのなら、パワーと勢いで押し切った方が、時間も手間もかからないので楽だと思います。しかし、そうした古い習慣でやってきたことで、今ハラスメントの問題があふれ出ているわけです。まず、役者や部下の気持ちを聞くことが本当に大切なんですよ。

遠くから自分を客観的に見てみる

僕も含めてなんですけど、人って善人と悪人がいるわけではなくて、人それぞれがいろいろな感情を持っています。そこが人の素晴らしいところなのですが、少し間違えると人を傷付けてしまうことがあります。だから、冷静に客観的に自分を見て、自分の感情をコントロールすることが大切だと思います。僕も反省しながらですが、自分がした行動はどうなんだろう?と、なるべく空の高いところ、日本全体、地球全体を見るイメージで遠くから自分の行動を見るようにしています。

日々いろいろなことが起きて、苦しいこと嫌なこともあります。悩み過ぎたり、カーッと怒ったりしなくてもいいんだと、自分を客観的に見るようにすると、日々が楽しくなるんじゃないかなと思います。僕たちは、ハラスメントの加害者、被害者、傍観者になる可能性があります。そのことを忘れずに、もし自分がハラスメントになることをしてしまったら、相手に謝って、話し合いながら、面白く暮らしていけたらいいなと思っています。

「ハラスメント」していませんか？ 困っていませんか？

ハラスメントとは、「嫌がらせ」や「いじめ」を意味し、相手を不快にさせる、尊厳を傷付ける、不利益を与えるといった発言や行動のことです。お悩みやお困りのことがありましたら、相談窓口にご連絡ください。 ※相談窓口は下表をご覧ください

さまざまな形での「ハラスメント」

さまざまな形のハラスメントに呼称が付けられていますが、ここでは代表的なものをご紹介します。

「パワーハラスメント防止措置」は、 全企業の事業主が講ずべき義務です！

職場におけるパワー・ハラスメントとは、
次の要素を満たすものをいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません



パワー・ハラスメント (パワハラ)

職場内で優位であることを背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与えることや職場環境を悪化させること。

セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)



相手の意に反した性的な言動を行い、相手を不快にさせること。

マタニティ・ハラスメント (マタハラ)



妊娠、出産、育児休暇などを理由に、不利益な扱いをすること。

モラル・ハラスメント (モラハラ)



陰口や無視といった言葉や態度などによって相手を精神的に傷付けること。

アルコール・ハラスメント (アルハラ)



お酒を無理やり飲ませるなど、飲酒に関連した嫌がらせを行うこと。

人権に関する相談窓口 ※相談日・時間などは、それぞれの相談先にご確認ください

相談内容	相談先	相談内容	相談先
人権全般	東京法務局「みんなの人権110番」 東京都人権プラザ ☎ 0570-003-110 ☎ 6722-0124	障がい者	大森地域福祉課 調布地域福祉課 蒲田地域福祉課 糎谷・羽田地域福祉課 障害福祉課 東京都立中部総合精神保健福祉センター 「こころの電話相談」 ☎ 5764-0657 FAX 5764-0659 ☎ 3726-2181 FAX 3726-5070 ☎ 5713-1504 FAX 5713-1509 ☎ 3743-4281 FAX 6423-8838 ☎ 5744-1700 FAX 5744-1592 ☎ 3302-7711
男女	東京法務局「女性の人権ホットライン」 東京ウィメンズプラザ「男性のための悩み相談」 女性のためのたんぼ相談 ☎ 0570-070-810 ☎ 3400-5313 ☎ 3766-6581	同和問題 (部落差別)	人権・男女平等推進課人権・同和対策担当 ☎ 5744-1148 FAX 5744-1556
子ども	東京都品川児童相談所 (月～金曜、午前9時～午後5時) ※休日、年末年始を除く (上記以外の時間帯) 東京法務局「子どもの人権110番」 東京都教育相談センター 「東京都いじめ相談ホットライン」 子ども家庭支援センター ●子どもと家庭に関する相談窓口 ●虐待通報専用ダイヤル 教育センター 教育相談室 ☎ 3474-5442 FAX 3474-5596 ☎ 189(児童相談所虐待対応ダイヤル) ☎ 0120-007-110 ☎ 0120-53-8288 ☎ 5753-7830 ☎ 5753-9924 ☎ 5748-1201 FAX 5748-1390	アイヌの人々	(公財)人権教育啓発推進センター 「アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル」 ☎ 0120-771-208
高齢者	大森地域福祉課 調布地域福祉課 蒲田地域福祉課 糎谷・羽田地域福祉課 高齢福祉課 ☎ 5764-0658 FAX 5764-0659 ☎ 3726-6031 FAX 3726-5070 ☎ 5713-1508 FAX 5713-1509 ☎ 3741-6525 FAX 6423-8838 ☎ 5744-1250 FAX 5744-1522	外国人	国際都市おおた協多言語相談窓口 東京法務局「外国語人権相談ダイヤル」 (英・中国・ハングル・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・ネパール・スペイン・インドネシア・タイ語) ☎ 6424-4924 FAX 6424-4926 ☎ 0570-090911
障がい者	障がい者総合サポートセンター ●相談支援部門 ●大田区障害者虐待防止センター ☎ 5728-9433 FAX 5728-9437 ☎ 6303-8819 FAX 5728-9437	エイズ・ 新型コロナ	東京都 HIV/エイズ電話相談 東京都人権プラザ「新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談」 ☎ 3227-3335 ☎ 6722-0118
		犯罪被害者	(公社)被害者支援都民センター 警視庁 犯罪被害者ホットライン ☎ 5287-3336 ☎ 3597-7830
		インターネット 被害	警視庁 サイバー犯罪相談窓口 ☎ 5805-1731
		セクハラ・ 労働問題	東京都ろうどう110番 ☎ 0570-00-6110
		性的指向・ 性自認	Tokyo LGBT相談専門電話相談 ☎ 050-3647-1448
		ひとりで 悩んでいる人	東京都自殺相談ダイヤル ☎ 0570-087478

※DV(配偶者等からの暴力)に関する相談先は4面を参照

人権・身の上相談

秘密厳守 相談無料

人権侵害や家庭内・近隣との悩みごとなどについて、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がお話を伺います。

- ▶実施日 第2・4火曜
- ▶受付時間 午後1時～2時30分
- ▶会場 区役所本庁舎2階
- ▶問合せ先 人権・男女平等推進課人権・同和対策担当
☎ 5744-1148 FAX 5744-1556

コラム

水平社宣言100周年

大正11(1922)年に全国水平社の創立大会で「水平社宣言」が読み上げられてから、今年で100年を迎えました。

「人の世に熟あれ、人間に光あれ」とうたったこの宣言は、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる差別からの解放を目指しており、日本初の人権宣言といわれています。

区も、引き続き、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいきます。

区立小・中学校人権啓発作品展

区立小・中学校の児童・生徒のポスター、標語、習字作品を展示します。

- ▶日時 12月2日(金)～9日(金) 午前9時30分～午後5時
※2日は午後1時から、9日は午後3時まで
- ▶会場 池上会館
- ▶問合せ 教育総務部指導課 ☎ 5744-1435 FAX 5744-1665



人権啓発パネル展

人権啓発を解説したパネルを展示、パンフレットや啓発グッズを配布します。

- ▶日程 12月5日(月) 正午～16日(金) 午後4時
- ▶会場 区役所本庁舎3階
- ▶問合せ 人権・男女平等推進課人権・同和対策担当 ☎ 5744-1148 FAX 5744-1556



もしかして DV?? (ドメスティック・バイオレンス)

殴られる、蹴られるなどの
身体的な暴力のほか
あなたの身近で
こんなことが起こっていませんか？

- 行動を監視される
- 大声でどなられる
- 人前でばかにされる
- 性行為を強要される
- 生活費を渡されない
- 電話やメールをチェックされる
- 無視される
- 避妊に協力しない
- 大切なものを壊される・捨てられる
- 子どもに危害を加えると脅される
- 「死んでやる」と脅される
- 人間関係を制限される



©大田区

DVとは、配偶者や恋人などの親密な関係にある人、あつた人から振るわれる暴力のことです。

暴力はいかなる理由であっても、どんな間柄でも許されません。

暴力は、これだけではありません。

相手を「こわい」と感じたり、関係が「つらい」「おかしい」と感じる事があれば、ひとりで悩まず、ご相談ください。

大田区DV相談ダイヤル

配偶者暴力に関する相談をお受けします。

☎ 6423-0502
月～金曜、午前9時～午後5時
(休日、年末年始を除く)

大田区男性相談ダイヤル

配偶者暴力に関すること、家庭内の悩みなどの相談を男性相談員がお受けします。

☎ 6404-6020
第2・4金曜、午後5時～8時
※相談受付は終了の30分前まで
(休日、年末年始を除く)

企業の皆さんへ

公正な採用選考システムの確立を!

「全国高等学校統一応募書類」を使用してください

令和5年3月高等学校卒業者の採用選考は9月16日から開始されています。選考にあたっては、応募者の基本的人権を尊重することはもちろん、適性・能力のみを採用基準とし、応募書類は「全国高等学校統一応募書類」を使用してください。適性・能力と関係のない「本籍・出身地」「家族状況」「思想・信条」などを把握することは、就職差別につながる恐れがあるため、応募書類に記載させる・面接時に尋ねるといったことがないようにしてください。

「公正採用選考人権啓発推進員」を選任しましょう

東京労働局では、差別のない公正な採用選考システムの確立を図るため、従業員50名以上の事業所には公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いしています。毎年6月1日現在の選任状況を「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」で、事業所の所在地を管轄するハローワークへご報告ください。詳細は東京労働局HPをご覧ください。

新規学卒 東京労働局

公正な採用選考 東京労働局

▶問合せ ハローワーク大森 ☎ 5493-8713

東京都パートナーシップ宣誓制度が 11月から始まりました

東京都は、多様な性に関する理解を推進するとともに、人生のパートナーとして歩むLGBT等の二人の生活上の困りごとを軽減するなど、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

▶問合せ
東京都総務局人権部企画課
☎ 5388-2337



詳細はコチラ

夜間人権ホットライン

12月8日(木) 午後5時～8時
☎ 6722-0127

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話で相談をお受けします。費用は無料です。秘密は厳守します。

▶問合せ 東京都人権プラザ相談室 ☎ 6722-0124

HP=ホームページ